

原発事故時の避難計画に関する質問・要望書について

避難計画を案ずる関西市民有志の会／脱原発はりまアクションの会 様

原発事故時の避難計画に関する質問・要望書に対して、下記のとおり回答いたします。

平成26年7月31日 高砂市企画総務部長 高橋 正治

【質問事項】

1. 避難元の若狭町との連絡・相談などについて

(1) 宮津市との連絡・相談について

(回答) 兵庫県より、原子力災害に係る福井県及び京都府からの広域避難の受入れについては、避難元・避難先マッチングとして、防災担当者同士の顔合わせを行なった。

2. 高砂市が被ばく・被災した場合について

兵庫県が公開したシミュレーションでは、高砂市でも被ばくが予想されます（高浜・43.4mSv、大飯・74.3mSv）。

(1) 高砂市は、市が被ばく・被災の可能性がある場合に、避難受入（宮津市・2,874人）はできるのですか。

(回答) 兵庫県のシミュレーションは大飯原発の4機全てが福島原発級の放出事故を起こすなど、最も深刻な場合の想定に基づいており、そのシミュレーションにおいても高砂市が被ばくするケースは8760分の5ケースとされており、確率的には低いものの十分に注意する必要があります。

高砂市が被ばく・被災した場合の受入は、高砂市民を屋内退避させる必要があること、また、被ばくした市に避難させることの是非など、避難受入できる態勢を確保することが困難な状況が想定されますが、兵庫県と連携し、対応する職員の安全確保を図りながら、できる限り受入れを行っていきたい。

(2) この点について、宮津市と話し合いはされていますか。

(回答) 避難先を決めているに留まっている。

(3) 高砂市では、安定ヨウ素剤の備蓄や配布・服用体制は検討されていますか。

兵庫県のシミュレーションを受けて、丹波市では市長の指示で対策などを早急に打ち出すと報じられています。篠山市や西脇市では備蓄が具体化しています。高砂市ではどうですか。

(回答) 専門的な服用、保管、管理についての運用指針等が示されるまで購入を見送っています。

(4) 高砂市が汚染された場合には、高砂市民の避難と若年層の健康の保障について、市民の避難等検討されていますか。

(回答) 兵庫県が示す指針等によって検討いたします。

3. 要支援者の受け入れについて

高砂市長は、『高砂市地域防災計画 平成 25 年修正』を策定され、「災害時要援護者への対応」の準備も進められています。これに準拠して、広域避難受入に際し、

(1) 原発事故時に避難されてくる要支援者の人数などは把握されていますか。

(回答) 兵庫県の要請により、受入対象の団体及び小学校区、人数が示された段階であり、避難対象者の中の要支援者数については把握していません。

(2) 要支援者への配慮や福祉避難所等での受け入れについて具体化できていますか。

(回答) 医療機器が必要となる要支援者は、市民病院等医療施設へ、介護及び障害者の要支援者は、協定締結している民間の福祉施設への入所を検討していますが、対象人数が多い場合は、市内での受入ができないことも想定されます。

4. 避難中継所 (30 km圏外) 等について

(1) 避難中継所 (30 km圏外) はどこですか。

(回答) 関西広域連合から示された「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」では、避難中継所から避難先市町村間のバスについては、避難元府県ないしは避難先府県が確保することとなっており、具体的な避難中継所の場所は示されていません。

(2) 避難中継所から避難所までの移動手段はバスとなっていますが、バス会社との連携は進んでいますか。(宮津市栗田小学校区 1,143 人→市内 6 小学校へ。吉津小学校区 700 人→市内 5 小学校、2 県立高校、総合運動公園。主な避難経路、府県・国道を經由して宮津天橋立 IC→宮津与謝道路→綾部 JCT→舞鶴若狭道→吉川 JCT→中国道→福崎 IC→播但連絡道→姫路 IC→姫路バイパス)

(回答) 前項のとおり、バス会社との連携については避難元府県ないしは避難先府県が確保することとなっており、バス会社との調整はしていません。また、スクリーニングする避難中継所の場所が示されていないので、確定していません。

(3) 「車両一時保管場所」は決まっていますか。

(回答) 決まっていません。

5. 汚染検査 (スクリーニング) と除染の省略等について

規制庁の指導によって関西広域連合は、汚染検査 (スクリーニング) や除染の「効率化」と称して下記のような方策を示しています。(『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合 2014 年 3 月 27 日 21 頁)。

- ・ 放射能放出前に避難した場合は、汚染検査を省略することができる。

- ・ 車両の汚染が基準値※1 以下の場合は、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- ・ 車両の汚染が基準値以上の場合は、(バスや乗用車の) 乗員の内で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。

代表者の汚染が基準値以下の場合、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。

(1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることにはできません。また汚染の拡大防止もできません。これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

(回答) 原子力災害対策指針においては、避難及び一時移転の対象となった住民等について、その移転先において、汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行うこととされています。原子力災害に係る広域避難ガイドラインでは、汚染検査及び除染をUPZ境界周辺に設置する避難中継所で行うとしております。国の基準や関西広域連合が示すガイドラインに沿って、適切な汚染検査及び除染が実施されるよう要望していきます。

6. 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

- ・ この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の6倍です。
- ・ また、法令※2 で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm² 以下の30倍です。

(1) このような基準では、避難する子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、及び避難先である高砂市への汚染拡大を防止することができないのではないですか。

このままでは、避難計画は被ばく計画になってしまうのではないですか。

(回答) 原子力災害に係る広域避難ガイドラインにおいてOIL4として設定している基準は、原子力災害対策指針において福島第一原発事故の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として当面運用できるものとして設定されたものです。

今後、原子力規制委員会において、IAEAが公表する包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方について検討を行うこととしており、早急な取り組みを国に求めていきます。

7. スクリーニング機材等について

5月20日の福島みずほ議員へのレクで、規制庁は、4月16日の道府県会議を踏まえて、各避難所でスクリーニングを実施する必要性について検討していると述べました。

(1) 高砂市として、スクリーニング機材(サーベイメーター等)、放射能防護機材(ポケット線量計、防護マスク、防護服等)、除染機材(高圧洗浄機等)の準備を考えていますか。

(回答) 避難の受入については、協力を惜しみませんが、スクリーニング資材等の購入や

保管、運用等までは想定していません。専門的な知識や技術が必要なため、費用負担を含め、関係機関と調整が必要であると考えています。

(2) 4月16日の規制庁の文書は入手されていますか。まだの場合は、県に求めてください。

(回答) 規制庁の文書は入手していません。

8. 安全な水の確保・配布方法等について

高砂市の水道は、加古川の表流水を水源（米田水源地）とする市営水道だけでなく、一部は兵庫県営広域用水供給事業の受水（市川の船津浄水場）によってもまかなわれています。兵庫県が行った新シミュレーションでその水源域が広く汚染される可能性があります。

(1) そのような場合の安全な水の確保・配布方法等は決まっていますか。

(回答) 短期的には、協定及び備蓄飲料水や、上水道タンク内の貯水で対応しますが、水源の汚染に対しての対応は決まっています。

9. 兵庫県のシミュレーション等について

兵庫県は、4月24日に新たなシミュレーションを公表しました。ブルーム到達時間の予測や避難時間推計は、避難計画の基礎的データ、公開される必要があります。

(1) 兵庫県の新たなシミュレーションについて、昨年との違いなどの説明はありましたか。

(回答) 昨年は、代表的な地域についてメッシュ単位の被ばく線量予測が示されましたが、本年度は、自治体単位での被ばく線量予測数値が示されました。

(2) 新シミュレーションでは、高砂市にブルームが到達する最短時間は何時間になるのか、兵庫県に確認されていますか。

(回答) 兵庫県に確認しましたが、正確な回答を得ていません。

(3) 宮津市から高砂市まで避難に要する避難時間推計を把握されていますか。

(回答) 原子力災害による交通の混乱や汚染検査に要する時間等が見込めないため、現時点での推計はできません。

10. 複合災害について

(1) 避難計画では、原発事故と地震・津波などの「複合災害」は考慮されていません。考慮すべきではないですか。

(回答) 今回のマッチング案では、受入数は受入可能人数の3割以下にとどまっていること、また、実際の災害発生時は、親戚を頼る等の自主避難者が一定程度発生し、現実の受入数は計画を下回ることが予想されることから、吸収できると考えています。

【要望事項】

1. 関西広域連合や規制庁が進める汚染検査・除染の省略では、住民の安全を守ることはできず、避難先への汚染拡大を防止することもできません。そのため、汚染検査・除染の省略等に反対を表明してください。
2. 高砂市が被ばく・被災する場合は、避難受け入れはできないと表明してください。
3. 住民の命と安全を守る避難計画ができない状況では、高浜原発、大飯原発の再稼働は認められないと表明してください。
4. 福井地裁は、大飯原発3・4号の運転差し止め判決を出し、住民が勝訴しました。判決では、関西電力の地震想定や事故対策では大事故を防ぐことはできないことが明確に示されています。判決内容を読まれ、司法の判断を尊重し、大飯・高浜原発の再稼働に反対してください。

(要望に対する回答)

福島第一原子力発電所事故の被災地では、今なお住民の帰還がかなわず、原子力災害の悲惨さを痛感しています。

国においては、原子力規制委員会が発足し、新しい規制基準の下で原発の適合性検査が進められるとともに、原子力災害対策指針の策定・改定も行われております。

しかしながら、原子力災害対策指針において必要性が明記されながら具体的な方策や適切な指針が示されていないものがあります。

これら対応が遅れている事項について、早急な取り組みを国に求めていくとともに、広く国民の理解が得られるエネルギー政策のもとで、環境に配慮した、低廉で安全かつ安定した電力・エネルギー供給体制が構築されるよう、国に求めていきたいと思っております。

また、田中原子力規制委員会委員長が、規制基準に適合しているだけでは安全とは言えない、という趣旨の発言をしていますが、安全と安心の確保が優先され、電力の安定供給という生活権が確保されなければならないと考えています。